

カスタマー・ハラスメントに対する基本方針

令和8年10月1日

学長 喜岡 渉

1. はじめに

四日市大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「人間たれ」を精神基盤に、「世界を見つめ地域を考える」大学として、グローバルな感覚で21世紀の地域社会をリードする人材の育成を行ってまいりました。これからも地域に対し真に存在感を示すことのできる地域密着型、地域貢献型大学実現のため、実践的な学びを重視していきたいと考えています。

本学が社会的役割を遂行するためには、全ての教職員が健全で安心できる環境のもとで活動に専念し、その力を十分に発揮できることが不可欠です。

そのような中、社会通念上不相当な言動や妥当性を欠くカスタマー・ハラスメントを防ぎ、教職員の尊厳の維持と職場環境や教育・研究環境の維持・向上を目指して、「四日市大学カスタマー・ハラスメントに対する基本方針」を策定しました。

本方針に基づき、本学で働く全ての教職員の人格権を尊重し、教職員を守るとともに、安全で働きやすい環境の構築に努めます。

2. カスタマー・ハラスメントの定義

本学に対するご意見やご要望の中でその手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により教職員の職場環境又は教育・研究環境が害されるものと定義し、以下に例示します（これらに限定するものではありません）。

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の要求等）
- ・威圧的な言動
- ・繰り返される執拗な言動、繰り返される又は長時間にわたる電話やメール
- ・拘束的な行動（不退去、居座り、監禁）
- ・差別的な言動、性的な言動
- ・不当な金銭補償、謝罪等の要求
- ・対応が著しく困難又は不可能な要求
- ・教職員の個人情報、教職員に対する誹謗中傷等のSNS投稿

3. カスタマー・ハラスメントへの対応姿勢

本学に対するご意見やご要望には誠意をもって対応いたしますが、教職員に対するカスタマー・ハラスメントが疑われる言動があった場合には、組織として事実関係を把握した上で毅然と対応します。カスタマー・ハラスメントに該当すると判断した場合、原則として、以後の対応をお断りさせていただくこととします。

また、限度を超えるような悪質な言動等が認められる場合には、警察、弁護士などの関係機関と連携し、厳正に対処いたします。

同時に、本学教職員が決してカスタマー・ハラスメントの加害者とならないよう組織的に取り組みます。